

# 兵式体操の移り変わり

元防大銃剣道教官

兼坂 弘道 陸自55

はじめに

私たちの年代の中学生は、授業に学校教練という科目があった。これは軍事教練とも言い、中学1年時から行われる兵式体操の制度であった。その経過を辿っていると、当時の学校制度を検索するのも面白いと愚考したので、拙文をまとめてみた。

これには東京大学教授の木下秀明氏の論文「兵式体操からみた軍と教育」、北海道教育大学教授の遠藤芳信氏の論文「近代日本軍隊教育史研究」及び陸軍省徴募課編『学校教練必携』等を参考にし、戦時下において学校教育を受けた私自身の体験が基になっている。

## 国民皆学と国民皆兵

1872年(明治5)9月に学校制度の太政官布告が発せられ、国民の無学文盲をなくする義務教育の制度が布告された(最初は4年制度、じ後6年制度、現在は中学3年まで)。続いて12月には国民皆兵の徴

兵の詔書が告諭された。

この両者によって、国民皆学と国民皆兵の原則が示され、近代国家の軍隊構成員はすべて義務教育を修了した成年男子の中から選抜されるといふ制度ができたのである。

したがって、学校教育は軍隊における教育訓練の前提として、大きな意味を持つこととなり、軍隊教育と学校教育の間に有機的な関係が生じ、その調整機関として軍を代表したのが陸軍省であり、教育を代表したのが文部省であった。

教育に対する期待が国民の知的水準の向上にあつたことは、1873年(明治6)に「強兵の基は採銃運動するにあらず、国民一般の都鄙の別なく郷校の教育を充分にし、善く人民の知識をして甲乙中らしむるにあり」と述べた山田顕義(陸軍少将)の建白書からも明らかである。

軍の側からも、国語教育の普遍化、平易化と他の知育徳育水準の向上への要求が強く、学校の軍事訓練や体育に関する関心は希薄であった。

## 森有礼の教育論

1879年(明治12)、外務大輔の森有礼は、東京学士会院で「教育論—身体能力」と題した講演を行

った。その中で森は、教育の要は

人の諸の能力を耕養発達するにあるとし、その能力を知識、徳義、身体

の三つに分別し、日本人に欠けているのは、身体能力であるとした。それを解決する良法として「強迫体操を兵式に取り(中略)スイスその他の国に行はるる所の兵式学校の制度を参酌し、我国相應の制を立つるに在り」と論じた。森は1885年(明治18)に初代文部大臣となるが、外務省時代から兵式体操の考えを抱いており、森にとつても兵式体操とは、徴兵制度との関連は問題とされず、あくまでも教育論として位置づけられている。

## 体操伝習所の創設

体操伝習所は「体育に関する諸学科を教授し、もつて本邦適當の体育法を撰定しかつ体育学教員を養成」することを目的として、明治政府により1878年(明治11)に設立された日本初の体育の研究及び教員養成機関であった。実技科教員を供給することにより、東京師範学校での知的教科に偏った教員養成を補充する役割を果たしたと言われる。

任した河野敏謙は、学校での歩兵操典の実施について、具体的な作業を開始した。河野文部卿就任の翌月、文部省は東京師範学校と体操伝習所において銃隊操法、すなわち歩兵操練を放課後課外必修として実施する計画を立て、その教官の派遣を陸軍省に依頼した。

陸軍省の教導団から士官が派遣されたが、その派遣は8カ月後の11月であり、あまり積極的な派遣ではなかったようである。しかも、東京師範学校の正服装は和服着装であるため、歩兵操練の実施には支障があつたとの所見がある。

1884年(明治17)体操伝習所は、従来の諸規則は悉くこれを廢止し、「伝習所規則」「文部省所管各学校学生・生徒体操教授規則」「別課伝習員規則」からなる「改正規則」の「体操伝習所規則」を制定した。

この規則の「学科課程表」によると、歩兵操練の内容は、「基本体操」「生兵」「小隊」で、「事業時間は伝習員は週3時間、所轄学校が週2時間以上」と定められ、教科用図書には「参考」として、「新式歩兵操典」の歩兵操典授業1週、基本体操(柔軟体操・器械体操)、操練(生兵学、整

列小隊教練)、解説演習、号令等が行われている。

1884年から85年頃、文部省御用

掛当時の森有礼は東京師範学校を視察している。その際、生徒の「不規則千万」なる生活態度を見て深く感ずるところがあつて、「善良な人物」すなわち「従順」「友情」「威儀」の

三要素を備えた人格形成を重視する手段として兵式体操の一部を人間形成の手段とした。森有礼は「兵式体操は決して軍人を養成して万一国家

事のある日にあたり武官となし兵隊となして国を守らしめんとするが如き目的をもつてこれを学科の中に加えたるものに非ず」と述べており、軍事訓練だけではなく心身当面の国民教化手段として見ていたのである。

なお、東京師範学校は、1886年(明治19)に高等師範学校に改組された。同時に体操伝習所は廃止され、高等師範学校の体操専修科に引き継がれた。

### 軍側の事情

1882年(明治15)1月、軍人

勅諭が發布された。

一 軍人は忠節を尽くすを本分とすべし

一 軍人は礼儀を正しくすべし

一 軍人は武勇を尙ぶべし

一 軍人は信義を重んずべし

この頃の軍隊の状況である、1886年の場合、現役入隊者はごく一部に過ぎず、壮丁35万6599名に対し、徴集可能人員は17万4659名で、対壮丁比率は約50%。

兵力規模は小さく、徴兵上の理由から教育の側に体力的期待をかける必要はなかつた。

明治初年代は、学校で体操するにも適当な体育法が欠如しており、体育法とは如何なるものかも全く無知であつたため、すでに軍隊で導入実施していた体操や教練等の軍事訓練を、そのまま学校で実施していたに過ぎず、軍の方から学校に対して軍事訓練を期待していなかつた。

軍が学校に期待していたのは、知的水準の向上だけであつたのだろう。文部省の兵式体操細目

1986年(明治19)の文部省訓令による兵式体操細目は次のとおりであつた。

尋常中学校4学年

第1表 徒手柔軟体操

第2表 徒手柔軟体操

尋常中学校5学年

第1表 執銃柔軟体操の復習

第2表 執銃柔軟体操の復習

これによると、普通中学の場合4・5学年のみが兵式体操の対象であつたようである。教育勅語の発布

1890年(明治23)10月に教育勅語が發布された。

これによると「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」とある。当時、シベリア鉄道が敷設され、支那は軍備拡張を進めていた。山縣有朋は、数年前には、東亞、朝鮮をめぐり戦争があるかも知れないと危機感を高めていた。主権線、利益線という言葉が用いられたのもこの頃である。

国家の独立のためには兵備と教育が必要欠くべからずものであり、教育にも軍人勅諭と同様のものを取り入れることで、常に戦争への精神的準備と愛国精神の高揚を企図した。教育勅語の発布により、国民教育における軍事教育は強化された。

兵式体操の主導権の変化

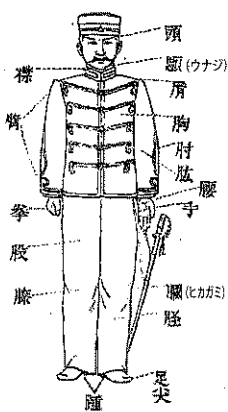
兵式体操を通して軍と教育との関係を見ると、日清戦争から日露戦争を転機として、変化してきたように思われる。

日清戦争までは、兵式体操に関しては教育の側が主導権を握つて軍に協力を依頼する関係にあつたが、その後、日露戦争後になると軍側が教育側に要求し、教育側が軍の要求を實質的に満たしていく関係が出現したと言える。

日露戦争後に見られる学校教育に対する要求は、「戦時兵卒の素質を良好不変ならしむる為に国民教育の緊要なること」及び「無形教育に十分なる力を注ぐこと」に尽きる。従つて「軍人に仕立てる目的をもつて与えられる軍事予備教育」は「彼らが入営する時に一通り軍事上の事を心得た心算であるから却つて生半可なものとなつてゐる」から、「軍隊のために不利なる影響を与えることになりはしないか」との観点から、外形上の軍事予備教育、すなわち「余り細かい事まで教え込むことは避け、先ず彼らの体力発達」「意気を剛健ならしめる」「活発な尚武の心の鼓舞」に集中することにしてゐた(遠藤芳信)

参考までに、1905年(明治38)当時の身体各部の呼称は次の図のようになつてゐるので紹介する。

(出典：上野巽編『兵式体操法』東



### 兵式体操の変化

1905年(明治38)11月に各学校体操科に関する規定改正の一つとして、兵式体操は次のとおり改正した。

兵式体操は兵式教練と改め、歩兵操典第一部基本教練中、各個教練、小隊教練、中隊教練を取りてこれを課すこと、兵式、徒手体操及び器械体操中、その必要なるものは学校体操に包含せるをもつて特にこれを課すを要せず、とした。

この頃から射撃も戦闘経過の大部分を占めるもので、国民の遊戯として発達すべきとの意見があったが、経済上難しく、撃劍(劍術)はそうではないので正科として採用された。学校における軍隊教育

大正時代に入って陸軍は、欧州の軍の近代化・機械化があり、戦時動員の強化もあってこの近代化の財源を軍縮、つまり兵力の4個師団削減

と引き換えに確保する。これで現役将校の学校配備が必要となつてきた。陸軍は戦時動員兵力の強化のため、現役期間短縮による現役終了の予備役の増加を図り、軍隊教育の水準の維持を図るばかりでなく、近代化に伴う教育内容の向上も図らねばならず、このため青少年軍事予備教育の必要性が生じた。これは二つに大別される。

一つは初級将校となる1年志願兵予備教育の場である中学校以上の教練を強化することであり、他の一つは兵または下士官となる徴兵予備教育の場である青年訓練所の設立である。

後者の指導には、予・後備の在郷軍人が期待され、前者の指導には配属将校が必要とされた。配属将校が学校教育に必要な理由は、軍縮に伴う士官学校の縮小とは反対に、明治以来の現役将校の補充的役割しか期待されていなかった予備役将校の戦時動員に際しての役割が増大した点にある。

この結果、中学校以上の教練は重要性においても、教育内容においても、下士官出身者に依存できなくなり、現役将校によるべき性格のもの

となつた。これは、現役将校によるべき兵式教練の振作を求める学校側の要求と形式的には合致していた。そうして、1925年(大正14)4月、陸軍現役将校による学校配属令が発せられ、配属将校による学校教練と在郷軍人による青年訓練所が実現した。配属将校の配置は中学校は大尉、高等学校・専門学校は少佐、大学クラスは大佐を基準とし、青年学校は予備役の下士官としていた。

### 学校教練の目的

「生徒に軍事的基礎訓練を施し至誠尽忠の精神を培養するを根本とし心身一体の実践鍛錬を行い、もつて資質を向上し国防能力の増進に資するを要旨とする」

- 一 国体の本義に透徹し国民皆兵の真義に則り次の特性を陶冶すべし
- ア 礼儀を重んじ長上に服するの習性
- イ 気節・廉恥の精神、質実剛健の気風
- ウ 規律・節制・責任観念・堅忍持

- 久 闊達敢為・協同団結の諸徳
- 二 旺盛なる気力、堅固なる意思、強靱なる身体を鍛錬すべし
- 三 皇国民として分に応じ必要な

軍事の基礎的能力を体得すべし。その中で、「不動の姿勢」については、精神内に充溢し、外嚴肅端正ならざるべからず、号令に應じ神速機敏なること

イ 両踵を揃え、前足先を60度に開き、上体を正しく腰に乗せ、両腕を自然にたらし、指を伸ばし概ね袴の縫い目に添える。

号令は「氣を付け」。(現行の「氣を付け」の姿勢は、両腕は伸ばし、指は軽く握り体側に添える。号令は同じ「氣を付け」)

ウ 「休め」は左足を僅かに斜め前に出し、ことさらに上体を動かさない。(現行の姿勢は、両足を半歩開き、両腕は背腰に組む米国式で、号令は「休め」もしくは「整列休め」)

エ 「速足行進」は勇往邁進の気概を要する。号令は「前へ進め」で歩調をとって歩く。「歩調とれ」は腿を上げて地面を踏みしめて歩く、腕は前後に大きく振る、歩幅は約85cm。

「歩調止め」の号令で正常歩。正常歩は歩幅約75cmで歩く。

現行の正常歩で腕を伸ばし自然に振って歩いていたが、威風堂々と行進するため腕を伸ばし大きく前後に振っている。歩幅は約75cmとし、着

振っている。歩幅は約75cmとし、着

地時には膝を伸ばして歩く。  
オ ロシア、中国、北朝鮮は、腕は横振り、旧ドイツ式と思われる。

ロシアは「目迎目送」の際は、「ウラー ウラー」と叫ぶようだ。「ウラー」は、日本の万歳のようなものである。

オリンピックの選手の入場行進で、各国が整列し、整然と行進したのは第18回大会（1964年）の東京大会が最後で、あの大会以降はお祭り騒ぎのようで、整然とした行進はされていない。

第11回ベルリンオリンピック大会の入場行進で、日本選手の入場態度をヒトラーが、アヒルが歩いているようだと言ったとあるが、日本人は歩き方があまり上手ではないようだ。

カ「礼」には、上体を深く倒す「最敬礼」と、上体を軽く曲げる「礼」とがあった。現行は、「丁寧な挨拶」と普通の「挨拶」に分かれているようである。

### 戦技訓練の目的

一 戦技訓練の目的は、勇猛心を喚起し、機敏性を付与し、堅忍持久の体力気力を養成し、併せて戦場における基礎的技術を習得するにある。

二 戦技訓練は学徒の資質及び教育速度に適應する如く、漸を遂いで行い、過勞に陥らざることを要す。

### 銃剣術の目的

一 銃剣術の目的は、銃剣をもつて確実に敵を刺突することに習熟し、特に剛健なる気力及び胆力を養成し、もつて白兵戦闘における必勝の確信を得るにあり。

二 銃剣術は精神の鍛錬に重きを置き、使術は総て己を捨て一刺突をもつて直ちに敵の死命を制するを要す。

三 銃剣術を実施するには、厳に規律を守り、礼儀を重んぜざるべからず。基本動作にありては通常五、六歩の距離を以て相對し、立銃のまま適宜の時機及び距離を以て相互に嚴肅に敬礼を行うものとする。

四 銃剣術実施中、事故により中止を要する時は「暫く」といい、また規定せる刺突部位以外を誤つて刺突した時は「失礼」と謝るものとする。基本動作においては、充実する氣勢、確実なる刺突、正確なる姿勢の演練を要求し、「立銃」「構え銃」「前へ、及び後へ」「直突」「連続刺突」等を教え、応用格闘の要領を教えている。

現在、1956年（昭和31）、銃剣道として木銃による突き技で競

い合う武道種目に生まれ変わり、日本古来の武士道徳を徳目として心身を鍛えようとして再興している。

### 体操教材

体操教材では、「十二階段」「梁木」「鉄棒」「走り幅跳び」「城壁飛越」「団体持久走」等が行われた。

服装については、フランス式詰襟の黒服の学生服が制服となり、履物は革靴となった。和服、袴に草履履は教練の様にならなかつたのだろう。

なお、大正末期の「中学校、青年訓練所教練教材表」は別紙のとおりである。

おわりに

学校教練を総括してみるに、軍隊、警察、学校、その他の組織的集団である限り、団体行動をとる場合に兵式体操的なものを取り入れることは当然のことであるが、市民としての人間形成上の手段としてはどうであったか。人間の個性的発達を指す上からは、学校教育に没個性的な兵隊づくりを当てはめようとした教育には、批判されることは当然あるように思われる。

## 別紙 「中学校、青年訓練所教練教材表」

中学校教練教材表 (大正14年)			青年訓練所教練教材表 (大正15年)		
	教材名	配当学年次		教材名	配当学年次
各個教練・部隊教練	徒手各個教練	1 2	各個教練・部隊教練	徒手各個教練	1 2 3 4
	徒手分隊教練	1 2 3		徒手分隊教練 (密集)	1 2 3
	徒手小隊教練	1 2 3		徒手分隊教練 (疎開)	1 2 3 4
	徒手中隊教練	2 3		徒手小隊教練 (密集)	3 4
	執銃各個教練	4 5		徒手小隊教練 (疎開)	3 4
	執銃分隊教練	4 5		執銃教練…銃器のないところは要せず	古年次
	執銃小隊教練	4 5			
	執銃中隊教練	4 5			
射撃	予行演習	3 4 5	射撃	基本動作…銃器のないところは要せず	古年次
	狭窄射撃	4 5			
	実砲射撃	5			
指揮法	助教助手の動作	2 3 4 5	指揮法	助教助手の動作	古年次
	分隊長の動作	2 3 4 5		分隊長の動作	古年次
	小隊長の動作	2 3 4 5			
	中隊長の動作	4 5			
陣中勤務	搜索警戒特に歩哨斥候 (各個)	1 2 3	陣中勤務	方位の判定・徴候の判断	1 2 3 4
	搜索警戒特に歩哨斥候 (部隊)	4 5		視力聴力の練習	1 2 3 4
	通信の伝達法特に伝令連絡兵遞伝	1 2 3		搜索・警戒	2 3 4
	宿営給養特に野外炊事等	1 2 3 4 5		伝令・連絡	1 2 3 4
			遠足 (附軍歌)	適宜	
			露營 (飯盒炊さん・天幕露營)	適宜	
信号	手旗信号	1 2	信号	イロハ信号	1 2 3 4
	単旗信号	2 3			
距離測量	歩測	1 2 3	距離測量	縄をもってする測量	1
	目測	1 2 3		歩測	1 2 3
	音響測量	4 5		目測	2 3
	器械測量	4 5		音響測量の要領	4
測図	地形地物の現示法	1 2	測図	地形の識別	適宜
	地図の読み方	1 2		地図の見解	適宜
	写景図	3 4			
	要図	3 4			
	断面図	3 4			
	路上測図	3 4			
	略測図	4 5			
軍事講話	各兵種の機能及び戦闘一般の要領		軍事講話	平時団体配置	
	軍隊生活			編成の大要	
	軍隊教育			各兵科の機能	
	各種兵器の機能の概要			武官の階級服制	
	築城軍事交通の概要			勲章、記章	
	帝国軍制			軍隊生活	
	国防			服務の大意	
	列国軍事の趨勢			典範令中必要の事項	
	兵器軍用器械の趨勢の概要				
その他	兵器取扱手入保存法		その他	兵器取扱手入保存法	古年次
	衛生及び救急法			(銃器ない所は要せず)	
	結縄			救急法	
	手榴弾投擲法			体操を課し競技の加ふことを得	適宜